

令和 5 年度 第 2 回

逗子市環境審議会会議録

令和5年度第2回逗子市環境審議会 会議録

日時：2023年（令和5年）11月27日（月）

午後2時00分～4時10分

場所：市役所5階第1会議室

1. 開会

2. 委員の委嘱

3. 会長・副会長の選出

4. 議題

(1) 逗子市第二次環境基本計画の見直しについて（諮問）

(2) 逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（素案）について
（報告）

(3) その他

1 公共施設への再生可能エネルギーの導入可能性調査について

2 気候市民会議について

5. 閉会

出席者 桐ヶ谷市長

佐野会長 大塚副会長 栗飯原委員 栗山委員 吉見委員 土谷委員
矢島委員

欠席者 中津委員 横田委員 小宮委員

事務局 環境都市部 石井部長 青柳次長（環境都市課長事務取扱）

環境都市課 有賀係長 平元主任 大竹主事

まちづくり景観課 坂本副主幹

緑政課 園部課長

資源循環課 森下係長

都市整備課 津田課長

環境クリーンセンター 小川所長

経済観光課 黒羽課長

【青柳次長】 それでは、定刻より少し早いようですが、始めさせていただきます。ただいまより令和5年度第2回逗子市環境審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方には、このたび逗子市環境審議会委員の委嘱につきまして御快諾いただきまして、まことにありがとうございました。本日は新委員による審議会の第1回目となりますので、後ほど会長の互選をお願いするわけですが、それまで僭越ではございますけれども、事務局であります環境都市部、青柳が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、会議に先立ちまして、桐ヶ谷市長より御挨拶申し上げます。

【桐ヶ谷市長】 どうも皆さん、こんにちは。日頃から本市行政、大変お世話になっておりました。御支援いただきますことを改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また、今日から2か年、委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。この環境関係もですね、大変大きく状況が変わってまいりました。基本計画策定ですとか、その他実行計画ありますけれども、これが始まってからもう8年とか、6年たってきたわけですがけれども、ここへきてやはりカーボンニュートラルの課題がどの行政も真正面から取り組んでいかなければいけないというところになってまいりました。逗子市も昨年1月に宣言をさせていただきました。逗子市は工場があるまちではございません。工業系があるとですね、そういったところの対策をまず第一にということになるんですけれども、逗子市はまずそういう事業系が非常に少ない住宅のまちであるということで、本当に市民の皆さんがどうやって生活の中から対策を講じていくかということが課題だと考えています。それで、昨年は調査をお願いいたしまして、まず逗子市がどういう状況にあるかということを検証していただきました。何よりも生活の中からその削減に向けて努力をしていかなければいけないという状況であることは明白であります。

そういう中から、どうやって国の政策に基づき我々も宣言したとおりに実行していくかということ、大変課題であります。1つは、来年度から動くということになりますけれども、様々な対策の実施に移すべきときにきていると。私は、これにはですね、形はまだもうちょっと先になると思うんですけれども、学校教育の中にやっぱりしっかり入れていくべきだという考えを持っています。それで、子どもさんからですね、我が家はどうなっている、LEDにしなければいけないとか、これはこうだから、こういうふうにしようと、親もそれに連れて一生懸命

やらなければということになってまいりますし、そうした活動を逗子ならではの活動としてどう位置づけるかということは課題であると感じているところです。

また一方、海に面したこの4市1町、三浦半島ではブルーカーボンに対して共同で取り組んでいこうという考えで動き出しています。また、日テレも10年間の期間で、カーボンニュートラル、ブルーカーボンに対して支援をするという運動をしております、今、水曜日の10時ちょっと前、9時五十何分に毎週そのブルーカーボンについての番組を流すんだというふうに伺っております。こういった活動等が相まってですね、住宅のまちであっても、二酸化炭素削減にどう取り組むかということが本当に重要なところに差しかかっているというのが私の認識であります。皆さんにおかれましても、様々な視点からその政策に対して御支援、御指導賜りたいと考えているところであります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

【青柳次長】 続きます、会議の成立について御報告を申し上げます。本日、中津様、横田様、小宮様からは欠席の御連絡をいただいております。本日の出席者については、定数10名のうち7名ということですので、過半数を超えておりますことから逗子市環境審議会規則第2条第2項の規定によりまして、会議の成立を御報告を申し上げます。

次に、会議の公開について御報告いたします。本審議会は、特に個人情報扱う案件を除き公開により開催しております。情報公開の対象となり、会議録作成のため録音をしております。御了承ください。また、審議案件に個人情報に係る事項はございませんので、傍聴希望があった場合については速やかに入室をいただきます。

次に、会議時間について御報告を申し上げます。本日の審議会の会議予定時間については、終了時刻は最大で16時までというところで予定してございます。皆様におかれましては、会議進行への御協力を、よろしくお願いいたします。

それでは、これより市長から委嘱状の交付をいたします。大変恐縮ですが、お名前をお呼びいたしますので、お呼びいたしましたらその場にお立ちいただきまして、委嘱状をお受取りください。

(委嘱状交付)

ただいま委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様の任期は本年7月の17日より2年間となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は新しい委員の方もいらっしゃいますので、審議時間の都合上、お一言ずつ

で結構ですので、添えていただきまして、委員名簿順に御挨拶をお願いできればと思っております。そうしましたら、佐野委員よりお願いいたします。

【佐野委員】 皆さん、こんにちは。関東学院大学で教員をしております佐野慶一郎と申します。主に環境学を大学で教えています。どうぞよろしく申し上げます。

【青柳次長】 栗飯原委員。

【栗飯原委員】 栗飯原留里子と申します。よろしく申し上げます。一応環境会議のごみ問題部会に所属しております。ごみについてはいろいろあるんですけれども、その他についてはちょっとあまり自信はないんですが、御縁をいただきましたので、お受けさせていただくことにしました。年寄りで恥ずかしいんですけれども、よろしく申し上げます。

【青柳次長】 大塚委員、お願いします。

【大塚委員】 皆さん、こんにちは。大塚と申します。私もずしし環境会議まちなみと緑の創造部会の部会長をやっております。主に自然環境や生き物、そういうものを扱っております。どうぞよろしく申し上げます。

【青柳次長】 栗山委員、お願いします。

【栗山委員】 皆さん、こんにちは。栗山と申します。私はちょっと仕事のほうでも気候変動関係の仕事をしていますので、今日は市民としての参加ですが、逗子市にとっても何か貢献できないかという思いから参加させていただきますので、よろしく申し上げます。

【青柳次長】 吉見委員、お願いします。

【吉見委員】 皆さん、こんにちは。吉見と申します。私、もう70過ぎていますが、ずっと逗子のまちで生まれ、育ち、生活しております。毎朝、逗子の海岸を散歩したりして、逗子の自然、あるいは山に登って、そういった自然に親しんでおります。これからも逗子のまちがきれいなまちであるように、環境については多少なりとも関心がありこの委員会に出席させていただきました。今後ともよろしく申し上げます。

【青柳次長】 続きまして土谷委員、お願いします。

【土谷委員】 こんにちは。スーパーマーケット・スズキヤの土谷と申します。私は2004年に店舗のスタッフとして入社しまして、現在経理のほうを担当しております。事業者の一人として参加させていただいております。よろしく申し上げます。

【青柳次長】 最後に矢島委員、お願いします。

【矢島委員】 皆さん、こんにちは。矢島明と申します。私もスズキヤさんの土谷さんと同じように、事業者なので、逗子市商工会のほうから参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

【青柳次長】 続きまして会長・副会長の選出に移ります。当審議会の会長・副会長の選出でございますが、環境基本条例第19条の規定によりまして、会長・副会長の選出は委員の互選により選出することとされております。まず、会長につきまして、委員の皆様、いかがでしょうか。

【矢島委員】 引き続き、前会長でありました佐野委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【青柳次長】 会長に佐野委員という御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。御異議がないようでございますので、佐野委員が会長に選出されました。そうしましたら、前のほうにご移動いただき一言いただければと思います。

(佐野会長、会長席に移動)

【佐野会長】 佐野と申します。非力ながら頑張りたいと思いますので、御選任いただき、どうも恐縮です。私の専門はさっきいった環境学なんですけれども、主にリサイクルの技術開発とか、最近ではバイオ材料をプラスチックに混ぜるという研究をしまして、少しでも二酸化炭素削減につなげればなと思っています。

本審議会は皆さんの御意見を聞いて、民主的にいい結果が出ればなと思っていますので、ぜひ、何とぞ御助言のほど、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。非力ですけど、よろしくお願ひします。

【青柳次長】 そのまま着席をお願いいたします。ありがとうございます。それでは、会長が決まりましたので、環境審議会規則第2条第1項の規定によりまして、ここからは佐野会長に議長として議事を進めていただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【佐野会長】 承知いたしました。続きまして、副会長でございますけれども、いかがでしょうか。どなたか御推薦いただければと思います。

【青柳次長】 事務局からよろしいでしょうか。会長。

【佐野会長】 はい、どうぞ。

【青柳次長】 これまでですと、会長による推薦をいただきまして、皆様で御承認いただくと

いう形をとってございます。

【佐野会長】 了解しました。それによりますと、私からの推薦で承認をいただくということになりますけれども、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

環境基本計画は、市民、事業者、市で一体となって運営するという理念がありますので、副会長は市民委員さんから選出したいと思っております。私としましては、長年逗子にお住まいになり、市民団体に属し、様々な活動をされていると存じ上げております大塚委員が適任かと存じます。大塚委員にお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。御異議がないということですので、大塚委員が副会長に選任されました。副会長、ぜひ一言御挨拶いただければと思います。

【大塚副会長】 皆様、今回副会長に御選任いただきまして、ありがとうございます。先ほど桐ケ谷市長もおっしゃっていたと思うんですけれども、この環境、特に温暖化の問題に関しては、市民の協力が欠かせないというような趣旨のお話があったと思うんですけれども、やはりそれは事業者の方たちがやるよりも、はるかに難しい課題なんじゃないかなというふうに思いますので、この環境審議会、私、しっかり務めさせていただきたいなど、会長をしっかりサポートしてまいりたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。(拍手)

【佐野会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、次第に沿いまして議事を進めてまいりますので、どうぞ御協力のほどお願い申し上げます。まず、議題(1)ですね、環境基本計画の見直しについての諮問があるということですので、お受けしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【桐ケ谷市長】 逗子市環境審議会会長殿。逗子市環境基本計画の見直しについて、諮問いたします。よろしく願いいたします。

(諮問書手交)

【青柳次長】 ありがとうございました。市長はこの後、他の公務がございますので、大変申し訳ございませんけれども、これで退席とさせていただきます。

【桐ケ谷市長】 よろしく願いいたします。

(市長退席)

【佐野会長】 では、続きまして私のほうから、司会を務めさせていただきます。

それでは、議題1の環境基本計画の見直しについて、事務局より御説明をお願いします。

【青柳次長】 それでは、議題1の説明の前に、本日参加している職員の紹介をさせていただきます。事務局側に座っております環境都市部長の石井でございます。

【石井部長】 改めまして、こんにちは。環境都市部長の石井と申します。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 環境都市課係長の有賀でございます。

【有賀係長】 環境都市係長の有賀です。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 同じく、担当の大竹でございます。

【大竹担当】 環境都市課の大竹です。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 また、本案件に関係する所管の職員が出席してございます。まちづくり景観課の副主幹、坂本でございます。

【坂本まちづくり景観課副主幹】 まちづくり景観課、坂本です。

【青柳次長】 緑政課長の園部でございます。

【園部緑政課長】 園部と申します。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 資源循環課係長の森下でございます。

【森下資源循環課係長】 資源循環課の森下と申します。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 都市整備課長の津田でございます。

【津田都市整備課長】 都市整備課の津田と申します。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 環境クリーンセンター所長の小川でございます。

【小川環境クリーンセンター所長】 環境クリーンセンター所長の小川です。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 経済観光課長の黒羽でございます。

【黒羽経済観光課長】 経済観光課長をしております黒羽と申します。よろしくお願いたします。

【青柳次長】 最後に、私、環境都市部次長で環境都市課長を兼務しております青柳でございます。失礼いたしました。私、青柳とですね、今日、環境の前担当をしておりました、同じ環境都市課の平元に応援をお願いしておりますので、紹介させていただきます。

【平元主任】 環境都市課の平元です。よろしくお願いします。

【青柳次長】 職員紹介は以上になります。

次に、お願いがございます。事務局で会議録を反訳する際に、委員の皆様の声が重なることが間々ございますので、その場合、反訳に支障がございますので、発言に当たりましては挙手をいただきまして、会長より指名をされた後に御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして説明に入ります。

【有賀係長】 続きまして、本日の資料確認及び説明をさせていただきます。まず、本日の会議次第、そして委員名簿、そしてあと事前にお送りをしておりますけれども、資料1から資料4までということで、資料1が説明資料、資料2として環境基本計画（素案）、資料3として第4章部分の新旧対照表、資料4として地球温暖化対策実行計画の素案になりますが、御用意いただいておりますでしょうか。よろしいですかね。次に、机上に置かせていただいたものになります。参考1から4というところで、現行の計画を配付をさせていただきます。参考1が環境基本計画、参考2が行動等指針、参考3が地球温暖化対策実行計画の区域施策編、参考4が地球温暖化対策実行計画の事務事業編となっております。配付資料は以上となっておりますけれども、不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて環境基本計画の見直しについて御説明をさせていただきます。両計画ともボリュームがありまして、詳細に説明をするとお時間かかってしまいますので、改定のポイントとなる点を中心に御説明をさせていただきます。資料1が改定の骨子となりますので、こちら、スライドでもお見せをいたしますけれども、資料1を御覧いただきながら、適宜資料2、3にて御確認をいただければと思います。

まず、今後の策定スケジュールになりますけれども、本日の審議会後、12月の第3回審議会において答申案を確定をさせていただきます。1月に説明会、2月から3月にかけてパブリックコメントを実施しまして、本年度中に改定を行うこととなります。

続いて、環境基本計画の見直しについてですが、今回審議会に初めて御参加いただく委員もおられますので、簡単に計画について御説明をさせていただきますと、環境基本計画は、環境基本条例に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画となりまして、こちらに記載がありますけれども、市民の健康で文化的な生活を確保し、健全で豊かな環境の恵みを将来の世代

へ継承ですとか、あとは環境への負担が少なく持続的に発展することができる循環型の社会の実現、こういったものを実現あるいは推進をしていくというようなものが目的となっております。

続いて、計画の位置づけを御説明をさせていただきますと、行政運営の総合的な指針となる計画であります総合計画との関係ですけれども、これまでは左上のように、総合計画を最上位としまして、基幹計画、個別計画の3層構造として、一体的に管理をしてきました。令和5年3月の総合計画中期実施計画策定により、一体的な進行管理等の実施ではなくて、上位計画とも整合性を図りながら、各個別の計画において進行管理等を柔軟に実施していくというような形になりまして、計画の位置づけの見直しがありました。

見直しの今回の背景になりますけれども、現行の第二次環境基本計画につきましては、2015年から38年までの24年間を基幹計画としております。真ん中部分に記載がありますけれども、第4章で示す施策の体系と具体的な取組については、8年ごとに見直すというような形になっておりますので、今回このような形でお諮りをしており、この中期計画を推進していくための施策の体系と具体的な取組の見直し部分というものが中心になるような形になります。

環境基本計画の構成としましては、第1章で計画策定及び改定の趣旨、第2章にて政策の基本方針、第3章で施策の方向、第4章で施策の体系と具体的な取組、第5章で推進体制というような形になっておりまして、第1章から第3章において基本的な施策の方向性を示して、第4章で施策の体系と具体的な取組を示しています。さらに第5章で計画全体の推進体制を示すというような形になっております。

続いて、まずは個別に見ていく前に、計画の見直しの大まかな趣旨を御説明させていただければと思います。今回の見直しにつきましては、先ほどもお話をしましたけれども、実効性が確保される計画とするために、8年ごとに見直すというふうにされております第4章についての見直しを中心といたします。この間、本計画に大きな影響を与えるカーボンニュートラル宣言を行っておりますので、こうした同宣言に即した取組趣旨になるように見直しも行ってまいります。

第2章及び第5章においては、総合計画の計画体系の変更がございましたので、そちらに伴う見直しも行ってまいります。

その他、総合計画中期実施計画策定に伴う修正ですとか、文言修正なども行い、各取組の目

標年度は総合計画の目標年度と合わせる形で、2029年度としております。また、現行の行動等指針の改定は行わず、本計画に関連する各々の個別計画についても、行動指針というような形で位置づけて、それぞれの計画において適切に進行管理を実施するというような形を予定しております。以上が今回の計画の見直しの趣旨というような形になります。

前置きが長くなりましたけれども、ここからは章ごとに見直しの概要を説明をさせていただきます。時間の都合もありまして、全ての改正箇所の御紹介はできないことは御了承ください。

それでは、まず第1章、こちらの趣旨としましては、資料の2の1ページ目以降になりますので、併せて御確認をしていただきながら説明をお聞きいただければと思います。まず、この章では主にカーボンニュートラル実現に向けた取組の背景などを追記しております。まず、資料2の2ページですね。こちら一番下になりますけれども、改定の背景として、カーボンニュートラルを宣言し、2050年の温室効果ガス実質ゼロを目指していくというようなことを文言を追記しております。

続いて3ページを御覧ください。資料2の3ページ。こちら一番下の部分になります。全国的な環境問題の動きとしまして、パリ協定や二酸化炭素排出量実質ゼロについて記載をしております。

続いて6ページを御覧ください。こちら改定の目的としまして、カーボンニュートラル宣言を踏まえつつ、第4章を中心に改定を行うというような今回の改定の意義と目的について追記をしております。

続いて、第2章になります。第2章については、7ページ以降となりますけれども、大まかな趣旨としましては、この章においては総合計画に合わせる形で計画の位置づけ変更や進捗管理の方法の修正をしております。また、第1章と同様に、カーボンニュートラル実現に向けた取組方針についても記載、追記をしておるようなところでございます。

それでは、9ページを御覧ください。こちらの9ページは、真ん中の部分になりますけれども、総合計画に沿う形ということで、自然を大切にすまち、廃棄物による環境負荷の少ないまち、3番目が現行、温室効果ガス排出の少ないまちとなっておりましたけれども、こちらにつきましてはカーボンニュートラルを実現するまちというような形で、総合計画に沿う形に修正をしております。このページ以降も、この当該箇所が出てきておりますので、こちらについては修正を行っております。

次に、11ページになります。こちら、カーボンニュートラルを実現するまち部分について、カーボンニュートラル宣言に係る記述について、一番下に記載をしているところがございます。

続いて12ページを御覧ください。こちらでは、先ほども申しあげました市全体における計画の位置づけに係る修正を行っております。記載をしているとおり、4つの計画、逗子市緑の基本計画、逗子市一般廃棄物処理計画、逗子市地球温暖化対策実行計画、逗子市景観計画、こちらの計画との整合を図りまして、連携して環境施策に取り組むこととしております。

次に14ページを御覧ください。こちらは進捗管理や行動指針についての記載変更となっております。詳細につきましては、第5章の部分で説明をさせていただければと思います。

続きまして、第3章になります。こちらは15ページ以降になります。この章におきましては、施策を実施する現行の所管課名への修正や、文言の追加を行っております。環境基本計画の施策の方向としては、計画の当初と大きく変わるものではありませんので、基本的には現行維持というような形になっておりますが、主な修正の箇所としましては、18ページですね。こちらについては、下のほうに記載がありますけれども、ブルーフラッグの取得の取組について追記をしたりですとか、あとは33ページになります。景観啓発冊子として、まちなみデザイン逗子の記載ですね、こちらについての修正を行っております。なお、第3章においては、各種データが記載をされておりますけれども、こちらについては計画策定当時の施策の方向ですとか、背景等にも関わる部分でもございますので、データの時点修正等は行っておりません。

続いて第4章になります。こちらは39ページ以降になります。この章における見直しが今回の主要部分となっております。主な内容をスライドでお示しをしております。まず、施策を実現する現行の所管課名への修正、総合計画中期実施計画策定に伴う修正、こちらは従前、総合計画に規定されていたリーディング事業といったものがなくなっておりますので、その記載について削除しております。また、取組を具現化するための施策の方向に沿った具体的な取組や、市民・事業者の役割などについて、現時点の内容へ見直しを行うこと。あとは、目標を再設定するというような形になっております。

お手元、事前にお配りしている資料3ですね、A4横の資料になりますけれども、こちらが第4章部分、具体的な取組以下を記載した新旧対照表となっておりますので、見直し部分にアンダーラインが引いてありますので、御確認をいただければと思いますけれども、ここでは主な追加記載項目について御紹介をさせていただければと思います。

まず、資料2、40ページですね、真ん中部分においては、カーボンニュートラルへの取組ですとか、あとは行動指針についての説明を追記しております。

次に、資料41ページ、資料3でいきますと1ページですね。こちらについては、追加という形で緑地の保全項目において追記をさせていただいております、二酸化炭素の吸収源となる樹木・樹林の緑を保全するといったところを追加しております。

続いて、資料2の43ページ、資料3の3ページと4ページになります。こちらにつきましては、ブルーフラッグ取得の継続の取組ですとか、先ほどちょっと市長からも話がありましたけれども、ブルーカーボン創出への取組について追記しております。

続いて、資料2の47ページ、資料3でいきますと8ページになります。こちらは廃棄物による環境負荷の少ないまちというようなところの中で、廃棄物処理に伴う温室効果ガス削減を図る観点から、発生・排出抑制や再利用の意識づけに取り組むといったところを追記しております。

続いて資料50ページ、資料3の12ページになります。こちらは資源の再生利用、リサイクルの項目になっておまして、こちらは製品プラスチック、紙おむつ等、新たな資源化品目の追加について、国の動向等を見据え、継続して検討するというようなところを追記しております。

続いて資料2の52ページ、資料3の14ページになります。こちらはごみ処理の広域連携の推進について追記をしているような形になっております。具体的な取組として、平常時の共同処理、緊急時の相互支援及び災害時の広域処理の各場面における合理的かつ効率的な自治体間連携の関係構築に取り組む。食品リサイクル法に基づく登録再生事業者の活用、食品廃棄物の発生抑制、排出抑制、手数料の見直し等を鎌倉市、逗子市及び葉山町で連携して推進するというような具体的な取組を追記しております。

続いて資料53ページ、資料3の15ページですね。こちらについては、3つ目ですね、公共交通だけでなく、自転車利用促進についての文言の追記ですとか、5つ目、行動変容につながるよう、環境教育の取組を充実させ、省エネルギーの促進に向けた啓発に取り組むというところも追記しております。

また、目標についても公共施設への再生可能エネルギーの電気の導入ですとか、あとは国の温室効果ガス削減目標を踏まえた46%削減といったような目標についても、修正を行っております。

すみません、ちょっとここで資料の訂正をお願いをいたします。54ページに目標の欄に記載をさせていただいたんですけれども、市内の市所有の施設における再生可能エネルギー導入なんですけれども、現状の数字が誤っておりまして、こちらが16施設で使用量の約73%。今ちょっと12施設、63.2になっておりますけれども、16施設、73%に訂正をお願いをいたします。よろしく願いいたします。

続いて、資料の54ページ、市民の役割の欄ですね。資料3で言いますと16ページになります。こちら、市では昨年度よりカーボンニュートラル推進補助金といったものを開始をしておりますので、市民の役割につきましてもこのような市の助成制度を活用した設備導入を検討するという文言を追記させていただいております。

続いて、資料55ページ、資料3の17ページを御覧ください。こちらにつきましては、本市でもEVカーシェアリングを開始しているところもありまして、公用車の電気自動車について、新規導入時などにおいては、このような電気自動車など環境に配慮した電動車、自動車の導入を検討するというような文言を追加しております。

続いて56ページ、資料3の18ページになります。こちらについても再生可能エネルギー由来の電気への切替えの検討、こちらを市民・事業者の役割という中で追記をしております。

続いて資料2の57ページ、58ページ、資料3の19ページ、20ページになります。こちらについても具体的な取組の中で、まちなみデザイン逗子の周知啓発について修正及び追加をしております。

以上が第4章の部分の主な追加というところで御紹介をさせていただきました見直しの箇所となっております。

続いて、第5章となります。こちらについては62ページ以降になります。まず、こちらの見直しの概要についてですけれども、この章においては行動等指針の位置づけ、策定方針の変更をしております。行動等指針については、簡単に御説明をいたしますけれども、お手元に現行の行動指針を用意をしておりますけれども、市民及び事業者が環境の保全及び創造のための行動や、配慮すべき事項を示したものになりまして、4年ごとに見直すような運用がされていたものでした。こちらも運用につきましては、今回の改定を契機といたしまして、第4章における市民・事業者の役割についての記載で、取り組むべき指針というようなものがこの基本計画内に具備をされているということ。加えて、本計画は環境施策を推進する総合的な計画であり

ますので、より具体的な行動については個別計画により効果的に管理する必要があるということ。総合計画の運用見直しにおいても、進行管理等については各計画に合った適切な方法で行うというようにされているということ。以上により、現行の行動等指針の改定は行わず、第4章の記載箇所及び本計画に関連する個別計画を行動等指針と位置づけまして、それぞれ適切な方法にて柔軟に状況の変化等に対応をしていくというような形にさせていただいております。

このような方針のもと、資料2の63ページ、こちらにおいても行動等指針の記載を修正しておりまして、一番下の段ですね、そのため、総合計画の運用の見直しも踏まえ、行動等指針を第4章に記載した市・市民・事業者の役割に加え、分野別の計画についても行動等指針として位置づけることとします。各計画においては、適切なステークホルダーと協働する事業計画を策定し、進行管理を行うことで、より効率的・効果的な行政運営を推進してまいりますというところで、こちらの部分を行動等指針というような形で位置づけまして、効果的な行政運営をしていくというような記載を追加させていただいております。

最後に、計画の進行管理についてになります。今年度第1回にて実施しました総合計画と連動したような形での進行管理というものは行いません。様式については、今後お示しすることになりますけれども、計画運用の合理化を図った上で、第4章に明記された目標についての進行状況、こういったものを取りまとめて、本審議会に報告をいたしまして、その進捗や達成度合いなども評価をするというようなことを予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたけれども、以上が今回の主な改正となります。限られた時間での説明となりましたので、本審議会の後にも御意見などについては個別にお伺いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐野会長】 ありがとうございます。結構盛りだくさんで大変かと思うんですけども、ただいま事務局から御説明ありました環境基本計画について、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願い致します。

【大塚委員】 資料3、新旧対照表の一番最初のページ、今回の変更点というか、新しくした場所というわけではないんですけども、「保全」という言葉が結構基本計画を読んでいるとたくさん出てくるんですけども、これ、僕ちょっと今回初めてなので、こういう質問をさせていただきたいんですけども、保全というワード、どういう保全を考えているのかというの

をちょっとお伺いしたいなというふうに思います。というのは、例えば樹木伐採とか草刈りとか、いろいろ、特に緑地の保全に関して、これ以外にも保全っていういろいろ出てくるんですけど、その場面によって保全の仕方って変わってくると思うんですね。そういうところというのは、どんなふうな考えなのかというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

【園部緑政課長】 緑政課の園部と申します。緑政課の考え、基本計画の考えというのは、適切な樹木、樹林の管理をするということが保全というような形で考えております。そのために、民有緑地の維持管理の助成制度の創設なども今年度から補助事業として創設をさせていただいたところでございます。

【青柳次長】 ちょっと補足でよろしいですか。緑政課のほうでも、今回の環境基本計画の下に位置づけられるんですけども、緑の基本計画というものを今年の3月の段階で改定しているんですね。この中でなんですけれども、今まで保全というところだと、逗子市の場合だと往々にして管理のところの重きを置いていない、放置に近い状態を保全というふうにしていった傾向があったように思うんですが、この改定に当たっては、その辺をちゃんと伐採も含めてですね、管理をしていく、適正な管理をしていくというところに重きを置いて保全をしていくというところで、中身の中のですよね、細かいところについては、その表現が入っているんですけども、ちょっと私のほうで今拾っている中では見つかってないんですが、基本的にはその考えのもとに改定をしておりますので、今後の逗子市の、特に緑の保全に関しましては、適正な管理というものが前提になるということで考えていただいてよろしいかと思います。

【大塚委員】 僕も管理の中では、放置というのも一つの管理と思って、メモにはちゃんと書いているんですね。だから、放置も一つの管理の方法かなとは思いますが、ただ、やっぱり今後放置しっぱなしだといろいろな問題が出てくるだろうなというのがあるので、それからちょっと発展させた管理の方向性みたいなのがあればと思ったところで質問させていただきました。

【佐野会長】 よろしいですか。

【青柳次長】 前発言の補足ですが、今まで結構、管理しようと思って手をつけると、結構それが問題になったりするという傾向もちょっとあったんですね。市民の方がそれを見て、伐採が悪だというようなことが一時期あったものですから、なかなかそれができなかったというのもあるんですね。ただ、実際にはそれによって本当に伸び放題になってしまったりとか、崖地

の管理自体もできなかつたりというのがありましたので、その緑地の適正な管理というのが、まずはこの緑の基本計画では新しい機軸として考えられているというところで御理解いただければと思います。

【佐野会長】 そのほかに。

【栗山委員】 資料1のP15のところでちょっと質問というか確認なんですけれども、この後、地球温暖化対策計画についても議論するとは思いますが、どちらとも2038年までということですし、地球温暖化対策計画やカーボンニュートラルの宣言は、かなりやることというか、範囲が決まっているということから、結構環境基本計画との内容が重複する部分が増えてきているというふうに思っています。先ほど御説明があった環境基本計画は環境基本計画で進めて、計画運用の合理化とか書いてあります。これが地球温暖化対策計画のことかなと思っっているということで、これはあくまで今後とも別々に作っていくというのが行政としてやりやすいという御判断をされたということによろしいのかとか、もしくは、もう一つの手段として、環境基本計画と地球温暖化対策計画を一つにしてしまうということも、やり方としては認められている。最近ですと、茅ヶ崎市さんがまとめちゃったんですね。地球温暖化対策計画と環境基本計画。もしかしたら、そのほうが逗子市さんとして行政コストとか、手間が下げられるのであれば、そういったことも検討していったほうが、より何かペーパーワークをしていくより、より何とか、先ほど市長もおっしゃったように実行に移っていくという手段、段階であるのであれば、ペーパーワーク、なるべく少なくして、実行のところに皆様のお力を投入されたほうが、よりいいんじゃないかなという観点からちょっと確認です。どちらにしろ分けたほうがやりやすいのであれば、それは分けてやられたほうがいいと思いますし、がっちゃんこしちゃったほうがやりやすいというのであれば、そういったことも報告されたほうがいいのかというふうに思っております。

【有賀係長】 御意見ありがとうございます。基本的には環境基本計画というところで、大枠としての環境施策について規定して、個別の計画、当然おっしゃるとおり、今、地球温暖化対策計画と重なる部分というのは、非常に大きい部分かなとは思っております。個別の具体的なところというのは、個別計画のほうに落とし込んでいって、大枠の進むべき方向みたいなものというのを環境基本計画のほうで作っているというような位置づけにはなっているかと思いません。ただ、今まで行動等指針のほうについては、環境基本計画のほうでもそういったような記

載があり、個別計画のほうにもそういったような記載があるというところで、同じようなものを確かにこの計画、あの計画、そしてあと総合計画でもというようなところでやっていたという現状はありましたので、少し整理を図ったというような位置づけになっております。

【石井部長】 ちょっと補足をさせていただきたいんですけども、私もですね、栗山委員さんと今回のこの改定作業をして改定した案が出てきたのを、この全体を見ている中でも、同じような印象を持ったところでございまして、旧の計画では、地球温暖化対策というのは環境基本計画、環境系のこの様々な分野の中の地球温暖化、旧の計画だと温室効果排出の少ないまちというのが第4章の第3節にあって、その第3節、あくまでも第3節の個別計画ということで、この地球温暖化対策実行計画というのがあったというような、そういう理解なのかなと思うんですけども。改めてこのカーボンニュートラル、これだけクローズアップされてきて、カーボンニュートラルに向けた施策を全庁的に市役所の様々な行政分野を通して進めていかなければいけないという、これで今回の環境基本計画を改定するに当たっては、かなり第4章の第3節だけではなくて、第4章全体にわたって考え方がオーバーラップしてくる部分がありますので、御指摘のとおり一緒にするというのも一つの考え方なんだろうなというふうには思いますけれども、まだ今回のタイミングではカーボンニュートラルをしっかりとこの様々な分野で進めていくというところを明確に示すには、一旦は地球温暖化対策実行計画を個別計画として、まずは改定する作業は必要なんだろうなと思っています。その上で、次のステップとして、またそういうこの統合していくというところは考えてもいいのかなというふうには感じているところです。御指摘のところは、私もまさにそのとおりかなというふうな印象は持っております。ありがとうございます。

【佐野会長】 よろしいでしょうか。そのほかに何か御意見、御質問ございますか。どうぞ。

【栗飯原委員】 廃棄物に関してのことなんですけれど、国の法律が変わったことに続いてのところに、ちゃんとこうして見直しに入っております、とてもいい取組がされていると思っておりますが。14ページの下の方なんですけど、これは見直しというより古いところも含めてなんですけど、市民・事業者の役割という項目があるんですけど、このところは市民・事業者だけでなく、市の役割が入るかと思うので、これはいらんんじゃないかと思うんです。最近ちょっとそういう感じを持ったことがありましたので、今更かもしれませんけれども、御検討いただければと思うんですが。

【佐野会長】 資料3のところですかね。

【栗飯原委員】 資料3の14ページです。

【佐野会長】 事務局は、どうですか。

【有賀係長】 資料2でいきますと、51ページ、52ページでよろしいですかね。市民・事業者の役割として、このような形で書いておりました、市の役割というところでは施策の方向のところにもこのような3項目書かせていただいております、市の役割、そしてあと市民・事業者の役割として、先ほどの記入という形には、そういう形になっているんですけども、ちょっと御質問の意図が理解できてなかったんですけども。

【佐野会長】 栗飯原委員、もう一度趣旨、おっしゃっていること、ご説明いただければと思います。

【栗飯原委員】 市民・事業者、市民と事業者の役割ではなくて、市全体でこういうことを取り入れたいなと思ったんですけど。

【有賀係長】 特出しせずという形ですか。皆さんが取り組むというような。このつくりとして、全体としてですね、市の役割、あとはこの廃棄物の関係だけではなくて、市民・事業者というような形で、役割を記載しているというところになっております。

【栗飯原委員】 あえて市民・事業者にという項目に入れなくてもいいんじゃないかと思えます。

【有賀係長】 特に分けずということですかね。

【大塚委員】 よろしいですか。おっしゃりたいことは分かるんですが、これはでも随分前からこんな形にはなっていると思うんですが。

【栗飯原委員】 だから、あえてそういうんじゃないんだけど。

【有賀係長】 ちょっとほかのバランスも含めて、見させていただければと思います。なかなか、つくり上、市民、事業者、あと市というところで、ほかのところもつくっているというところがございまして、基本的にはちょっとこの流れでいかせていただくようになろうかなとは思いますが。

【佐野会長】 この後ちょっと話していただいて、調整していただければと思いますけど。そのほかに何かございますか。

私のほうからちょっと一つ質問ありますけれども。資料の3の17ページのところなんですけ

れども、上から3項目めですね、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入可能性の調査を行いとあるんですが、これは調査するという何か計画がもう既に。

【大竹主事】 本年度環境省の補助金を使って調査しております。1月末までには完了する予定です。

【佐野会長】 めどが立っているということで。了解しました。

【大塚委員】 よろしいですか。

【佐野会長】 はい、どうぞ。

【大塚委員】 今回見直しということなんですけれども、その見直しするに当たって、前段階の計画の進捗状況というのを、きちんと把握はされていると思うんですが、それに対して次どういうふうにしていこうということが多分今回だとは思いますが、それ、経過というか、できた、できなかったとか、いろいろあると思うんですけど、そういうのって、見れる形にはなっていないんですか。

【有賀係長】 前計画というか、毎年度毎年度この環境審議会を通してですね、目標の達成度合いといったものを毎年度評価していたんですね。今回第1回でその評価、昨年度までこういった形でやっていますというのはしていたんですけども、今回初めての方もいらっしゃるんで、そちらはちょっとお渡しを、すみません、したほうがよかったかなと思いますので。結果としては毎年締めて、そういった評価というのは第1回のときにしているというところにはなるんですけども。またそこは、あと参考としてもなると思いますので、別途お送りはさせていただきます。

【佐野会長】 そのほかに何か御意見等ありましたら。

ちょっと私からも一つなんですけど、資料3の11ページですね、いろいろ具体的な取組が書いてあるんですけども、ちょっと何か具体的でもないかなという気がして、例えば11ページの新しい資源循環課さんのところですね、生ごみ分別排出が徹底され、いろいろ書いてありますけど、十分な周知啓発を行うというと、具体的にどういうふうに周知啓発するのかというのが、ちょっと見えなくてですね、もうちょっと具体的に書けないのかな。全体を見て何か行うのか、もしそういう具体計画案があれば、それをちょっと分かりやすい文言に変えてあればいいかなと、難しいでしょうか。例えば十分な周知計画を行うとか。どういうふうに行うんですか。

【有賀係長】 こちらのほうで考える、より具体的なところも、こういった啓発をするみたいな形で書いたほうがというところですか。

【佐野会長】 難しいかもしれませんが、これは必ずあれなんですかね、もう見通しがあつて書かれているということで理解でよろしいのでしょうか。全ての項目ですね、資料3の。例えば環境教育を行うとか書いてあるんですけれども。本当に実際絵に描いた餅で終わらないかなという心配があつて、実際大丈夫なのかなと。

【有賀係長】 具体的な意図を持って書いてあるところもあれば、広く啓発をしていかなければいけないというところもありますので、そこは少し整理をさせていただいて、より具体的に書ける項目については、このような啓発をするとか、そういったところを追記するというようなところでよろしいですかね。

【佐野会長】 そうですね、はい。具体的でもないなというと、歯がゆい感じが読んでいて感じたので、はっきりするところははっきり書いておいたほうが、必ずできるところはいいかなと思います。いかがでしょうかね。

【大塚委員】 私も、それは読んで、少し抽象的な表現が多くて、例えば今のところもそうなんですけれども、これもお持ちでいらっしゃるかもしれないんですけど、この資料3の13ページの一番最後、クリーンセンターの長寿命化計画策定し、計画的な維持管理を図るというのも、これはどういう管理をするかというのは、もう決まっている話だったりするわけですか。

【小川環境クリーンセンター所長】 長寿命化計画というのは、国が定めている法定計画です。要するに全国にクリーンセンター、焼却施設持っている中で、作らなければいけない計画ということで、昨年度末に策定した計画になります。法定計画ですので、策定して、全国の自治体に国のほうは計画的な維持管理をさせる。

【石井部長】 ちょっとよろしいでしょうか。ここの資料3のところというところでの御質問なんですけれども、本文のほうを見ていただければというふうにも思うんですけれども、どちらかというところの具体的な取組というのは、どこまで具体的なのかというようなところの、そういったところの御意見、御指摘なんだろうと思うんですけれども。考え方として、どうしてもそこに具体的に全てを書けるかというようなところで、頭出しをしているというようなところなのかなというふうに理解しているところでした、それぞれ一つ一つの現時点での簡単にちょっと説明をさせていただければ分かりやすいかなと思うんですけど。最初の生ごみの分別排

出というのはですね、これは生ごみの分別資源化処理というのを初めて、今までは燃やすごみと生ごみというのは一緒に集めて焼却していたわけなんですけど、燃やすごみから生ごみを新たに分別をして、新たな分別品目として分別して資源化をするという、そういう取組をですね、実は今年のこの9月議会で議決が承認されて、議案が承認されて、令和7年の3月から取り組むということになっているんですね。これまで燃やすごみと生ごみ、一緒に集めていたものを家庭から燃やすごみと生ごみは別々の袋で分別して出していただいて、生ごみは焼却せずに資源化するという取組をするに当たって、今回新たに廃棄物の資源化の項目の具体的な取組の一つとして、これを載せたということで、当然、新たな取組なので、様々な手段で周知啓発をしていかなきゃいけないというようなところをここに書いたのも、実際のこの周知というのは、担当所管で予定していますけれども、本当に2万4,000世帯が、全世帯、分別協力していただかなければいけないので、来年度には、令和7年3月から始まりますので、令和7年度、令和7年3月まで、かなり津々浦々ですね、市内回って説明会をやって、あと全戸配布の啓発冊子を作って全戸配布したりとかですね、あとごみの出し方の冊子も改訂をして全戸配布、そういった部分も、様々な形で周知啓発するということの想定はしています、向けて進めているところなんですけど、なかなかそこまで…どこまで具体的に書けるかという、そこまで書くレベルのものではないだろうと判断で、こういうような表記だというようなことで御理解をいただければと思いますし、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理というのは、先ほどクリーンセンターの所長がお答えしたとおりでして、長寿命化計画の中でですね、そこは具体的にどういう維持管理していくかというのは示しているというところ、その内容まではなかなかここにはちょっと書けないというところでは、そういった御理解をいただければと思いますし。

【平元主任】 すみません、ちょっと追加で。多分この環境基本計画にどこまで具体的に書くかというのは、非常に悩ましいなというふうに事務局側でもあります。というのが、環境基本計画というのは、冒頭でも御説明したとおり、あくまで上位計画、環境に関する上位計画になりますので、この下に緑の基本計画、ごみの計画、景観だったり、様々な計画を束ねるような位置にあります。ですので、冒頭大塚委員から御質問のあった、例えば保全の関係だったりとかも、あくまで環境基本計画で大まかな方向性だけを書いていますけれども、緑の基本計画では様々な具体的な部分というところも書いています。環境基本計画の恐らく役割としては、個

別の計画は具体的にどういう事業をしていくかというような、具体的、言ってみれば実行計画のような形だと思うんですけども、じゃあ例えば緑だけの緑の基本計画だけを見て、逗子の環境施策の全体が見えるかというのと、やはりちょっと見えない。ごみももちろんしかりだと思いますので、それぞれの施策が進んでいったときに、全体像としてどういうふうになるかというのを示すというところが、この環境基本計画の役割なのかなというふうに思っています。

さらに、例えばそれぞれ計画によって改定のタイミングというのも違うんですけども、大まかな方向としては、例えば緑の基本計画が四、五年ごとに見直しをしていくという部分に対して、こちらの計画は8年という、ある程度長いスパンでのというところにもなりますので、なので、ここに具体的に書きすぎてしまうと、その長いスパン、逆に縛られてしまうという部分もありますので、ある程度の方向性みたいなところを示す程度にとどめる部分という要素も、この環境基本計画、策定していく上では、要素としてあるのかなというふうに事務局のほうで考えています。以上です。

【粟飯原委員】 周知啓発を行うという件で、確かに環境基本計画、そうだと思うし、私は制度が変わるごとに、市としての説明会というのをすごくきめ細かにやってくれていると思うんですね。それは私も感動しています。ただ、どうやってたくさん集めるかというのと、それは難しいところなんですけど、周知啓発のための努力をしているのは分かります。

【大塚委員】 今の平元さんのおっしゃっていることは、もう非常によく分かる話ですけども、私たちの市民委員としては、やっぱりどこまで落とし込んでこの計画があるのかということを理解した上で、こういう話し合いをしなきゃいけないというのがあるので、そうは思っていないとは思いますが、こういうものだよという押しつけじゃない形で、やっぱり出せる資料は出していただいて、その上で私たちもそういう結果、根拠とかがあった上でこのこういうものだというふうな形で、いいものを作っていけたら、お互いにというのはあるので、そういう意味合いを含んでおりますということです。

【石井部長】 その辺のところは、おっしゃるとおりでございまして、今後この計画進捗管理のところ、具体的に、じゃあ実際何やったのというようなところは、それぞれ御報告をして、評価をしていただくという、そういうような形に今までもなっておりますので、御意見踏まえまして、しっかりとした御報告ができるような形で対応していければと思います。ありがとうございます。

【佐野会長】 ちょっと時間も押していますので、最後、1つぐらい御質問いただいて、細かいところは個別にメール等でまたやっていただければと思いますけれども。何かそのほかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、議題2に、では進みたいと思います。議題2の地球温暖化対策実行計画について、事務局より御説明お願いいたします。

【有賀係長】 それでは、地球温暖化対策実行計画についての説明をさせていただければと思います。こちらにつきましても、改定のポイントとなる点を中心に説明をさせていただければと思います。引き続き資料1が改定の骨子となりますので、資料1を御覧いただきながら、詳しいところについては資料4で確認をいただければと思います。

地球温暖化対策実行計画について、簡単に御説明をいたしますと、こちらは地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画となっております、区域施策編と事務事業編というものがあります。区域施策編が市域全体を対象とするものに対して、事務事業編というのが逗子市役所、事業者としての市の取組というような形となっております。

区域施策編につきましては、環境基本計画との整合性を考慮しまして、2038年度までの22年間の計画となっておりますけれども、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととされておまして、事務事業編においても環境基本計画との整合性を考慮した上で、計画策定を行うというような形となっております。

このたび、今回の改定におきまして、今まで区域施策編と事務事業編が分かれておりましたけれども、こちらを一つとして一体的な計画というような形にしておりますが、その構成につきましては、第1章で計画の基本的事項、第2章で市の環境、第3章で計画の目標、第4章で目標達成に向けた取組、第5章で推進体制というような形になっておまして、第1章、第2章にて基本的な計画の方向性や市を取り巻く環境や状況を示し、第3章、第4章にて計画の目標及びその達成に向けた取組を示し、第5章にて計画全体の推進体制を示すというような形となっております。

続いて、計画改定の趣旨となりますが、こちらは昨年度令和4年度に実施しました逗子市地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー導入戦略策定業務委託、こちらの結果を踏まえて昨今の地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化に対応した計画ということにしております。また、カーボンニュートラル宣言や国の温室効果ガス削減目標等を踏まえまして、そういった取組内容で

すとか目標設定について、大きく改定を行っているものでございます。また、総合計画中期実施計画策定に伴う計画の位置づけを踏まえた形になっています。

そして、先ほど申したとおり、より効果的な計画策定とすべく、区域施策編と事務事業編を一体化しております。また、市民や事業者の行動指針として、重点的に取り組む課題について明確化することで、環境基本計画の取組を補完するといったようなものになっております。以上が今回の計画改定の趣旨となります。

続いて、章ごとに改定概要を説明をさせていただきます。こちら大きく改定をしているところがございますので、全ての内容を1ページずつ御説明をするということができませんので、各章とも主な内容について御説明をさせていただきます。

第1章については、資料4、1ページ以降になりますけれども、この章では社会情勢、大きく変化をしておりますので、改めてこの地球温暖化対策実行計画の策定、改定の背景を記載をしまして、計画の位置づけなどについても記載をしております。

それでは、資料4も併せて御覧をいただきながら、1ページから7ページ目までにつきましては、こちら計画策定の国内及び国際的な背景というものを記載をしております。

8ページ以降になります。こちらについては、計画の目的と位置づけとして、体系図を掲載をしております。こちら先ほど環境基本計画のときに申し上げたとおり、今までの3層、総合計画、環境基本計画、地球温暖化実行計画のような形の3層構造ではなく、個別の計画として管理進行していくというような形になっております。

また、9ページの下に記載しておりますけれども、本計画の対象となる温室効果ガスについては、二酸化炭素を主なものとしております。

続いて第2章、11ページ以降になります。この章の主な概要としましては、本計画に関連する各種データの更新、そのほか令和4年度に実施した再エネの導入戦略策定業務における分析結果や、その結果から導かれた課題についての掲載となります。

16ページを御覧ください。こちらに本市の温室効果ガスの削減状況を記載しております。データは環境省の自治体排出量カルテの値となりますけれども、2020年度、こちらは基準年度である2013年度と比較し、19.7%の削減というような形になっております。

17ページ以降は、分析結果が掲載されておりますけれども、21ページを御覧ください。こちらはこの分析結果に基づいた温室効果ガスの発生源分析を記載しております。家庭と業務その

他を合わせた民生部門の排出量が多いというような結果になっておりますので、再エネの導入ですとか、省エネ技術の普及促進、そういったものが脱炭素化に貢献しやすい状況というような形になっております。

21ページ下ですね、こちらは逗子市のこれまでの取組についての記載になります。カーボンニュートラル宣言についても記載がされております。市民、事業者と一体となって、これから取り組んでいくというような形を明記しております。

続いて22ページになります。22ページからは各部門における取組の推進についての記載をしております。特に逗子市においては、家庭部門が温室効果ガス排出の40%程度を占めておりますので、脱炭素社会を構築するためにも、この家庭部門における対策が重要となってきております。市民の経済的な負担軽減なども考えた上で、日常的な習慣として省エネが進んでいくようなところが望まれているというような形になっております。

続いて、第3章になります。こちらは24ページ以降になります。こちらの概要としましては、この章では第2章での分析結果を踏まえた温室効果ガスの削減目標ですとか、再生可能エネルギーの導入目標についての記載となります。

24ページからが将来推計の分析結果を掲載しております。25ページ及び26ページに記載があるとおりなんですけれども、現状のままでは大きな目標となっております国が示す2050年の脱炭素を達成することが大変厳しくなっております。本計画が2038年度までの計画となりますけれども、今後も追加的な対策を踏まえて、この目標に向かって取り組んでいかなければならないというような形になっております。

逗子市の削減目標につきましては、26ページの中段ですね、こちらにありますとおり、計画終了の2038年度においては70%、2030年度においては46%の削減目標としております。こちらについては国の削減目標と合わせる形で、2030年度46%削減としまして、2050年度の温室効果ガス実質排出量ゼロに向けて、段階的な削減をするものとして、計画終了時の2038年度70%削減というような形にしております。

次に、再生可能エネルギーの導入目標についてですが、こちらは27ページの記載のとおり、2030年度において23メガワット、2038年度において19.5メガワットという稼働をしております。こちら、すみません、単位がちょっと間違っております、右に書いてある19.5MVじゃなくてMW、ワットですね。MWで、下の※のところもMWで、すみません、修正をお願いいたし

ます。

28、29ページに、こちらに導入目標についての説明をしております。こちらが昨年度の業務委託の結果となりまして、市域の電力量を想定し、これを国の再エネ導入比率に準じて賄うものとして算定をした結果というような形になっております。

続いて、第4章になります。こちらは30ページ以降になります。こちらが第4章の計画改定の概要としましては、本市への新たなビジネスモデルを含めた導入可能性についての検討、目標達成に向けた取組項目ごとの基本方針の設定、取組推進に向けた行動指針として、市民・事業者・市の役割の記載、目標達成に向けて、特に注力する対策やその評価指標の記載を行っております。

まず、30ページになります。こちらは区域施策編としまして、市域全体の取組について記載をしているところになります。方針の1つ目としては、再生可能エネルギーの利用促進になります。再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、重要な脱炭素の国産エネルギーとなっております。本市においては、太陽光エネルギーが中心となりますので、その利用促進に向けた取組を強化をするという形にしております。

2つ目は、31ページ、省エネルギーの推進になります。先ほども申したとおり、家庭部門の役割が大変大きくなっております本市にとっても、省エネの取組が重要になってきます。各対象者の自主的な取組だけでなく、特別に意識することなく、日常的な習慣として取り組むことができるような仕組みづくりや、社会全体の行動変容につながるような意識啓発に努めていく必要があります。

3つ目は、32ページ、脱炭素型まちづくりに向けた地域環境の整備・改善になります。こちらは、まず環境への負荷を抑えた交通施策の推進ということで、移動の中心である自家用車から公共交通機関や自転車利用への転換がスムーズに進めるよう、地域の公共交通の整備改善に努めるものになります。

33ページは、緑地の保全及び緑化の推進になります。こちらは二酸化炭素の吸収源の役割も果たす緑地の保全、緑化の推進について、その啓発を含めて取り組んでいくという形にしております。

4つ目は、循環型社会の形成になります。こちらが限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会の形成を目指し、ごみの発生・排出抑制や、資源の

再利用、有効活用に向けた意識の向上や、行動改善を図ることを目的としております。

34ページ、下からは、目標の達成に向けて重点的に取り組むべき内容として、6項目挙げさせていただきます。その内容や取組指標につきましては、35ページ、36ページに記載しております。

1つ目のZEH・ZEB化につきましては、省エネ設備等の導入によりまして、消費エネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る物件、こちらがZEH、ZEBというようになりますけれども、こちら現在逗子市カーボンニュートラル推進補助金にて助成を行っておりますので、その助成件数を取組の指標というようにしております。

こちらZEHなんですけれども、令和4年度は0件の申請でしたが、今年度は6件の申請があります。予算の兼ね合い等もありますけれども、年間四、五件の想定をしております。

続いて2つ目が既存物件の高断熱改修等の促進、こちらは既存建物へ省エネ改築工事の推進となりまして、こちら逗子市カーボンニュートラル推進補助金にて助成を行っておりますので、その助成件数を取組指標としております。こちらは令和5年度からの助成となりまして、現時点で13件となっておりますので、年間15件程度の想定をしております。

続いて3つ目が自家消費型太陽光発電の促進。こちら市全体の導入目標も考慮し、小型の太陽光発電の稼働状況を取組の指標としております。

続いて、再生可能エネルギー電力メニューやクリーン燃料の利用促進。こちらは再エネ電力メニューへの切換えなどの推進が主な取組になります。こちらはちょっと切換えの件数などの把握が困難ですから、促進のための仕組みの構築ですとか、周知啓発といったものを進めていきます。

続いて高効率家電の設備等への更新促進や情報発信。こちらは省エネ家電への更新だけでなく、行動変容にもつながるような的確な情報発信や環境教育についても推進をしていきます。現在も環境教育というものは実施しているところではございますけれども、特に行動変容を趣旨としたそういった講座や事業の取組を指標としまして、地域全体が脱酸素に向けた取組をしていくというようなことを目標としております。

最後に、電気自動車等への切替えになります。本市でもEVカーシェアを実施しているところでもありますけれども、移動の脱炭素化に向けて市域全体でも電動車の切替えというものを促進をするというような形になっております。

続いて37ページについては、こちらは行政と市民が、あと事業者が協働で実施する取組とし
まして、収入源としての役割を果たすブルーカーボンや森林の適正管理についての検討事項が
記載をされております。

続いて38ページから43ページまでになりますけれども、こちらは脱炭素化に向けたビジネス
モデルの導入についての紹介となっております。現時点で取組が難しいものも含めて記載して
おります。今後も必要に応じて検討するなど、さらなる脱炭素に向けた取組をしていきたいと
思っております。

すみません、ちょっとここで削除をお願いしたいところがありまして、41ページなんですけ
れども、ちょっと削除漏れがございまして、カの自営線モデルという項目なんですけれども、
こちらは全て削除をお願いいたします。エのほうで出てきているところ、ちょっと消し漏れて
しまったものでございますので、こちらは削除をお願いいたします。

続いて43ページを御覧ください。こちらは中段以降で、事務事業編として、事業者として逗
子市役所の取組の説明になります。現行では事務事業編として別に作成していた内容となりま
す。まず、排出量の推移としましては、44ページのグラフにもございますが、基準年度と同水
準というような形になっております。ただ、2022年度には再エネ契約ですとかEV導入などの
取組も実施しております。また、職員の日々の省エネ意識の向上も含めて、一層の取組を強化
を図る必要があると感じております。

続いて、削減目標になります。こちらは44ページを御覧ください。こちら事務事業編とし
ての温室効果ガス削減目標、こちら地域施策編と同様に2030年度において46%、2038年度に
おいて70%削減としております。重点的に取り組む対策としては、公共施設の省エネ対策、公
用車のEV化とカーシェアリングの実施、公共施設への再生可能エネルギー導入と地域内での
普及促進の実施、公共施設の再生可能エネルギー電力の利活用、国の補助金等の獲得、啓発セ
ミナー等の開催としております。

そして46ページ以降になります。こちらは現行の事務事業編にもありました職員の取り組む
べき行動について、こちらは同様の記載をしているところでございます。

続いて第5章になります。こちらは資料4の50ページ以降になります。この章では、区域施
策編及び事務事業編における推進体制や進行管理の方法についての記載となります。こちらに
ついては大きな変更はしてございません。

最後に、今後の本計画の進行管理になりますが、区域施策編において温室効果ガスの削減率ですとか、再エネの稼働状況、こういったものもここに掲げておりますので、こちらについても報告をさせていただきつつ、取組指標として挙げられた取組についての進捗や達成度合いなどを事務事業編の報告も含めまして、環境審議会のほうでお示しできればと思っております。

以上が今回の主な改正となります。こちらに限られた時間での説明となりましたので、また御意見を伺うことができますので、個別にお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐野会長】 よろしいですか。何か修正、大丈夫ですか。

【有賀係長】 38ページ、すみません。番号の振り間違いがありまして、(4)脱炭素化に向けたビジネスモデルと書いてあるんですけども、こちらが(3)に、すみません、修正をお願いいたします。

【佐野会長】 それでは、今事務局から御説明ありました地球温暖化対策実行計画につきまして、皆様御意見、御質問等あれば、よろしくをお願いいたします。

1つ質問なんですけれども、私のほうから。資料4の24ページのBAUシナリオと国基準のシナリオ、ちょっと大きく違うんですけど、ちょっとこれ簡単に説明していただけると。

【有賀係長】 この左側に書いてあるシナリオというものが、現状の現況年度付近の対策のまま推移をしていったというような仮定の想定になりまして、国シナリオというところで、これは省エネ率ですとか、電化の更新率ですとか、そういったものを少し上げて、省エネが進むような形の推定をした結果というような形になっております。

【佐野会長】 これはどこか計算した値をこっちへ持ってきた。

【有賀係長】 そうですね、こちらは先ほどの令和4年度の委託業務です、この再エネの導入の委託をしておりまして、そちらの結果に基づいた。

【佐野会長】 業者の。

【有賀係長】 はい。将来推計という形になります。

【佐野会長】 どうぞ。

【栗山委員】 今のところに関連が、まずこの作業、お疲れさまでした。私もちょっと似たようなことをよくやるので、多分この資料を作るの、大変だというのは分かった上での発言なんですけれども。3章のところ、これは要はトップダウン的に計画を作るわけですね。4章

のところは、逆に逗子市でできることをロードマップ的にやっていくという形で、その時点で必ず3章と4章でのギャップというのが出てしまうというのは、あるというか、そういう意味で、4章をやれば、多分3章のこの将来推計の結果の、BAUじゃないかもしれない、到達するかというと、多分到達しないんですよ。それくらい、この3章のこのシナリオというところは相当大変な目標になっていて、そういう意味で、何か4章の施策をやれば、3章の目標達成できるというようなメッセージになっちゃうと、ちょっとまずいのかなと思っていて、これが行政文書として書けるかどうか分からないんですけども、4章で積み上がった結果だけでは不十分で、もうちょっといろいろやらなきゃいけない。そうすると、逗子市でできる以外のことは、多分ほとんどなんですよ、きっと。特に3章で、図の3-1-3のところ、家庭のところの電化率93%に向上とか書いてあって、一方で、できることってZEB、ZEHとかしかなくて、ZEB、ZEHを本当にやろうとした国の規制とか支援とか、そういうのがすごくきいてきてしまうし、そういうふうに、そういった何か、どこまで正直に書くかはちょっと難しいとは思いますが、4章で書いたところでは不十分で、国との協力とか県との協力とか地元の協力とかあって、3章に描いた目標まで到達する努力をやらなきゃいけないというような情報がないと、3章と4章が明らかにギャップが大きすぎて、見る人が見ると、何か乖離しているっていうふうになっちゃう。だから、ある意味、言い訳できる部分をつくっておくというか、論文とかあったんですけど、今後の課題とかで書いておけばいいんですけど、それを行政文書としてどう書くかというのは、ちょっと私、分からないんですけど、何か、現時点で多分4章を変えるというのは無理で、3章はもうコンサルさんが作っちゃったので、無理だと思いたんですけど、そういう意味で、ギャップをちゃんと認識していますという情報が必要じゃないかなと思いました。

【有賀係長】 御意見ありがとうございます。まさにそのとおりで、こちらも作っている側としても、なかなか、じゃあこれとこれとこれとこれを積み上げれば、こういう結果が出るというのが現状難しいし、本当に大きな取組目標というような形になっておりますので、おっしゃるとおり、当然第4章の取組というものは、一体となってやっていくというようなメッセージにはなるかとは思いますが、その先の部分ですね、それだけじゃなくて、当然国の動きですとか、本当に技術も進んでいくということも必要になってくるかと思いたしますので、そちらについては少し含みという御意見というかですね、ギャップを埋めるというような御意見いた

だきましたので、そちらの記載についてはちょっと検討させていただいて、できれば盛り込む形で考えさせていただければと思います。

【栗飯原委員】 技術は進むというお話がありましたけど、実際私が太陽光発電やった経験からね、申し上げたいと思うんですけど。私は1998年、もう二十五、六年になって、もうみんなほとんど発電してないですね。今は太陽光発電、パネルをつくるのに、一応二酸化炭素をつかって、パネルをつかって、そのパネルで自然エネルギーになって、確かにその間、使える間はCO₂は出さないかもしれないんだけど、30年はもつと言われてやったんですけど、まだ30年たたないのに、今ほとんどもう発電してないのね。ちょうど2050年、目標年頃には、ほとんどもう発電しないで、廃棄しなければならない機種になってしまうんですね。廃棄するのにまたCO₂が必要なので、本当に太陽光発電っていいのかなと思うぐらいです。今、EV車についてもいろいろ考えあるんですけど。だから今年の、この二、三日前かな、国の発表で、今年は何年比で1.04、CO₂が増えたという発表がありましたよね。1.04%。だから、これだけいろいろ気をつかって行動しているところもあるんでしょうけれども、結果的にはそういう結果が出ているし、本当にそういう太陽光がいいかどうかって考えると、私は。だから、ごみのこと以外は意見言えないなと思ってきたんですけど。ほんと、それ現実です。

【吉見委員】 今、太陽光発電のシステムって、私、うちではやってないので申し上げられないんですが、今のお話で、かなり問題があるようなふうに受け止めたんですけど。

【栗飯原委員】 実際こうですよというお話をただけですけど。

【吉見委員】 そこら辺、専門家の方というか、識者で、例えば太陽光発電、現状のものの寿命とか、そういったことについてお詳しい方、ちょっと説明していただきたい。

【青柳次長】 専門ではないんですが、所管として知り得る範囲でお答えすると、基本的には今の太陽光のパネルですね、量産型のパネルですと、やはり30年程度はもつというふうには言われてはいます。パネルと、それからシステムで、パワーコンディショナーをつけていると思うんですが、パネルはもっていても、パワーコンディショナーの回路のほうにうまく電気が回ってなくて、それで発電しなくなるという話はよく聞くんですね。ちなみに、恥ずかしながら市役所の施設の太陽光パネルは、ほぼパワーコンディショナーが駄目で発電してないというところが何か所かあることが今分かっています。なので、パネルはもしかしたら、栗飯原委員のところも、もしかしたらまだ少し発電をするのかもしれませんが、パワーコンディショナー

を定期的に交換する、もし30年近くであれば2回ぐらい交換しているのであれば、まだ発電するのかなという感じでは今、私は聞いていたんですけど。いずれにしても、最近のものはもっと性能が上がっていると思いますので、そういう意味では技術は上がっていると思います。ただ、最終的に処分をどうするかの話については、それは国のほうでも問題にしていますけれども、正直にその部分は今、現状では置いておいての感覚にはなっているとは思いますが、必ず将来ですね、素晴らしい技術ができるのだろうということを期待して、今はまずは太陽光パネルの普及に取り組むというところで、御理解をいただければと思います。

【佐野会長】 そのほか何かありませんか。どうぞ。

【矢島委員】 本当にね、盛りだくさんで、どうしたらいいのかみたいのところだと思うんですけど、やはりいかにクリーンなエネルギーで二酸化炭素を出さないかというところがやっぱりメインになっていくと思うんですけど、逗子市って、さっきおっしゃったように緑がいっぱいあるじゃないですか。その、だから二酸化炭素を減らすというほうにも、もう少し重きを置く施策をするとか、そういう動きはあるんでしょうか。二酸化炭素を減らすということですね。

【園部緑政課長】 先ほどの環境基本計画のほうでもお話をしたところもあるのですが、今までは法規制の中で緑を保全しかやってこなかったところ、民有緑地や市有緑地において、管理が行き届かず、老木化や巨木化が進み、樹林地の荒廃が問題化されているところに定期的に緑に手をを入れて、現状ある緑を保全する考えのもと他市の事例を参考に、一定の条件であれば助成をして、その緑地の保全の助けをするということを打ち出して、この良好な緑の保全をもってCO₂の削減に努めていくということ、この地球温暖化計画のほうで書かせていただいています。

【矢島委員】 ありがとうございます。

【有賀係長】 19ページに森林の吸収のところも分析の結果が出ておりまして、なかなか逗子市の森林の吸収でいくと2,369という値になっておりまして、全部の排出のほうは単位としては隣に書いてある民生部門とか見ていただくと、非常に吸収の量と比べるとやはり大きい。当然こちら、だからやらなくていいというわけではないんですけども、なかなか取り組むのは難しいという部分もありつつ、やはり一定の形で、少しでもそういったものはやっていかなければいけないというところになります。

【矢島委員】 ありがとうございます。実は、例えば我々が二酸化炭素を出さないようにする。

確かにそれは我々の努力で大変重要なことなんですけど、例えば、実は僕、もう少し年取ったら、林業とまではいかないんですけど、山業というのをやってみたいなと思っているんですよ。市長も、材木屋さんなもので、やはりツタを切ったり、そうするとやはり森は回復するという。逗子市ではこういう取組やってるよみたいなの、ほかでやってないような取組をやってるんだという、コマーシャルじゃないんですけど、そういうこともやってるんだよみたいなの、そういうPRといたしますか、そういうこともやって、二酸化炭素の削減に逗子市はやってるんだよという、そういう姿を市民の人に見せるというのも、すごい必要なのかなという。先ほど、市は何やってるのみたいなことがありましたけども、市が助成金を出してそういう団体をそういうことでやってるんだよというのもできれば、本当はそれも面白い展開になっていくのかなという気がして、ちょっと発言させていただきました。ありがとうございます。余計なことです。

【佐野会長】 ありがとうございます。

【栗飯原委員】 そういう意味でね、ちょっとこれとは離れちゃうかもしれませんが、はげ山が市で買い取ったそうですから、あそこも緑が中心に、緑の考えをね。

【青柳次長】 まだ買い取っておりません。

【栗飯原委員】 あ、そうなんですか。

【平元主任】 検討という形で。

【栗飯原委員】 買い取ったという話を聞いたので。あれ、報告に入ってきましたよね、結果が。もし買い取れた場合にも、まずそれで、念頭に、計画とは別問題ですけど。

【佐野会長】 ちょっと元に戻ります。25ページの資料4なんですけれども、申し訳ないんですけども、図表の3-1-5のシナリオ国基準の2050年のところが小さくて見えないですよ。これ、多分、やっぱりここちょっと気になって、国シナリオだとどうなるのかというのが、多分、電力の電源構成によってゼロになるから、低くなると思うんですけども、ここは電気自動車があればゼロに近づくということで、ここはちょっと。恐らく、栗山委員も詳しいと思うんですけど、2050年、国のゼロミッションにするというのは、最後、地下に二酸化炭素を埋めるということで、そこで帳尻を合わせてゼロにしているの、やっぱり国の施策がここに影響されるので、どうしてもギャップがあるので、栗山委員がおっしゃったやつなんですけど、そこはちゃんとCCSでゼロになるというベースでやってきていると、ちゃんと書いておいたほうが、素人が見たときに、不可能ですよ、CCSを入れないと、ゼロに、2050年。そうい

った、ちゃんと一言書いておいてあげると、何か親切かなと思ったんですけど。栗山委員、どうですかね、そこは。

【栗山委員】 難しいですね、どこまで国の話を書くか。

【佐野会長】 これ、逆に国の基準がこうであって、ギャップがあって、結局結果的には2030年、50年、あまり減ってないという、何か市民の悪いイメージが、これをぱっと見たときに、市は何もやってないじゃないかというイメージがあって。

【栗山委員】 どこですか。

【佐野会長】 この図ですね、図の3の一応出ている。ギャップがあるんですね、2050年のところが。最後ごまかしてますね、国もね。CCSで。

【栗山委員】 5,979にまだなっている。

【佐野会長】 国としてはCCSを導入して、これだけ下げる目標に。そこは市としても導入するということですかね、CCSを。結果的には。

【栗山委員】 ただ、CCSを導入できるのは、発電所とか大きな工場とか、大規模事業所に限られるので、逗子市にやれるかといったら、そうじゃなくて、発電所に、ある意味、カーボンプリーの電力を購入するかということなので。

【佐野会長】 そこがゼロということですね。電源構成をゼロにするためにという。

【栗山委員】 あとは鉄鋼の、製鉄所でも残れば、そこに入れなければいけないとかありますけど、当然製鉄所は逗子市にはないですし。

【佐野会長】 ここはゼロに近づいているというのは、電気自動車とか使っていてそれを含んでいますよという。

【栗山委員】 多分、ガソリン車がちょっと残っていると、そういうことだと思います。

【佐野会長】 含んで下げるとかって、一言注記でCCSを含むと書いてあるだけでも大分。

【栗山委員】 そこはちょっと、いろいろと難しい、国のほうでもまだ、ここを最後どうするのというのは決まってないといえば決まってないというか。CCSもそうなんですけど、空気中からのCO₂を回収して埋めるとか、そういった技術もあって、そこを細かく詰めるよりも、目の前の、いかに電化を進めるかとか、省エネを進めるかとか、再エネを進めるか、その辺がやっぱり市としてやるべきことの焦点なので、そのネガティブエミッションと言われるところにどこまで市の目標に書くのがいいのかというのは、ちょっと。

【佐野会長】 もうそういう意味では、何かそれでいけるなと思っちゃう、素人が見ると。2050のこの図を見ると、ゼロに近づいている。

【栗山委員】 国のシナリオ対策を全部やれば、ここにいくんですけど、国が考えているシナリオのメニューと、この5章で書いてあるメニューというのは、必ずしも一致しないわけなので、5章をやっている…4章か。4章で書いてあることをやると、3章の右側の国のシナリオというところに行きますよというのは、それは間違っているメッセージなので、それは気をつけたほうがいいと思いますが、このシナリオを図の3-1-5の2050年、もし5979というものが残っちゃうというところを、何か問題と見る人はあまり少ない。これが残っているからゼロじゃないですよという議論は何か、あまりここでは重要じゃない。

【佐野会長】 ゼロじゃなくて、ここまで下がるんでしょうと。ただ、そこまで期待されちゃうんじゃないかな。

【栗山委員】 ここまで下がるのに、火力発電所にCCSを入れますよね。何かそういった技術が必要ですかということですか。

【佐野会長】 一言入れておくと、2030年、40年、50年たったときに、逗子市はあまり目標を達成してないみたいなことであると、これはすごい高い目標になりますので。どこまでいけるというか。

【栗山委員】 こっちにもカーボンフリー電力を調達するみたいな話があったので、そこは整合しているはずじゃないですか。間接的に、それは入っているという意味で、必ずしも整合してないわけではないと思いますけど。それがちょっとCO₂の難しいところで。

【大竹主事】 26ページの上段にですね、先ほどから話題になっている図表3-1-5の2050年、この5,979、どうしても残ってしまう部分に対して、問題なんじゃないかというところなんですけれども、やっぱり今の話だと省エネ率がこれだけ上がってもカーボンニュートラルは難しいという結論なので、やはり森林吸収というかブルーカーボンだとかそういったことも効率的に取り組んで、なるべくゼロに近づけていきたいと思いますという目標にはなっています。

【有賀係長】 あくまでも2038年度、この計画自体は計画という形になっておりますので、一応2050年に向けてはちょっと今難しいですけれども、次、その改定をするときには、よりもう少し、何か対策はできているかもしれませんしというところはあるかなと。現時点ではこんな状況になっていますというふうな感じ。

【大竹主事】 かなり技術革新に頼る部分が多いと思うので。

【佐野会長】 すみません、専門なんですけれども、気になって。森林吸収というのは、どういう意味ですか。これは入っているんですかね。この図に。吸収だとマイナスになる、これは。どういう形で図で表されているんですか。ここの図の3-1-5。森林吸収ってマイナスに働いているんですか。

【大竹主事】 図3-1-5の上の凡例項目のところに、一番右から2番目、森林吸収というのが入っているので、マイナスで入っていると思われま。

【有賀係長】 値が小さすぎる。

【大竹主事】 ちょっと細かい数字までは。

【佐野会長】 はい、了解しました。すみません、細かいことで。ちょっと大分時間過ぎてしまったので、最後1つぐらい何か御意見あればと思うんですけども。

【大塚委員】 今のにちょっと近いかもしれないですけど、近くないかな。37ページのところのブルーカーボンの取組方針のところ、ブルーカーボンは、今のところ読むとまだ未知数みたいところがあって、これは計算にはまだ今のところは入れてない。

【有賀係長】 そうですね。今後、今、先ほど一番最初に市長もおっしゃっていた4市1町の取組とか、日テレの取組とかというのもありますので、本年度、来年度から少しずつやっている事業者の取組に対しての支援も含めて、市町も関わりながらやっていくところになります。まだ具体的にどうなっていくとかというところまではいっていない。

【大塚委員】 多分まだ計算手法とかも分かってないと思うんですけど、逗子市が守備範囲にする、海のエリアというのはどの辺ぐらいという。そこもまだ分かってないことなんですか。

【大竹主事】 ブルーカーボンって、海藻が生えるのが水深20メートル以内とか、たしかあったと思うんです。その範囲でどこまで藻場をつくれるかとかという話になってくると、あと藻場の吸収率を国が設定したときに、幾つぐらいになるのかとかによっても、ブルーカーボンにおける吸収量が全然変わってくると思うので、その辺は国の動きだとかを見ながら適宜取り入れなければなというふうに思っております。

【大塚委員】 森林よりも、はるかに何か吸収率がいいとか話を聞いているので、何か期待できるのかなみたいなのが、あまり期待するほどの数字じゃないかもしれないですね。

【大竹主事】 かなり水温も上がってきているところなので、思うようにいくかどうかという

のも、これから取り組んでみてというところではあるんですけど。

【青柳次長】 今のところで、補足ですが、少しずれるんですけど、ブルーカーボンって基本的には生物多様性の観点からすると、もともとあったものをまた定着させたいというのが基本にあるんですね。ただ、海水温が上がっています。違う魚が来てます。同じものを植えたとして、それが定着するかというと、かなり厳しいというがあるので、そのこのところの議論をもう少し進めた上で、多少違うところのものを持ってきてでも、ブルーカーボンを進めるんだというふうになっていかないと、今の考え方では多分植えてはなくなり、植えてはなくなりの繰り返しなのかなというふうには私は今、いろいろ話を聞きながら思っているところではあります。ただ、あくまでも今は、元の藻場を再生するんだに限りなく近いと思いますので、そこについてはまた議論が必要だと思います。

【佐野会長】 よろしいですか。ちょっと大分20分ぐらい時間オーバーしていますので、議題2はこれで終了したいと思います。この後の取りまとめは、事務局、よろしくお願いいたします。

【大竹担当】 本日審議いただきました議題1及び議題2につきましては、本日いただいた意見のほかに御意見がある場合に関しては、本日中にメールを送付いたしますので、そのメールに意見書の様式を添付いたします。その様式を使って、12月6日（水曜日）までにメールにて御提出いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

いただいた意見につきましては、環境基本計画の見直し（案）及び地球温暖化対策実行計画（案）の参考とさせていただきます。いただいた意見に対しどう対応するかを次回12月25日開催予定の令和5年度第3回逗子市環境審議会にてお示しさせていただきます。それらを踏まえて、最終的に審議会としての意見を答申書としていただければと考えております。以上です。

【佐野会長】 ありがとうございます。

次に、議題3のその他についてですけれども、事務局として何か追加事項ありますでしょうか。

【大竹担当】 1点目は、本年度、市が保有する公共施設等において、2050年までに脱炭素社会に向け、地域脱炭素ロードマップ等に位置づけられた率先導入目標、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入という目標がありまして、その達成を見据えた太陽光発電設備等の導入可能性の調査及び検討を行っております。こちらの結果も、来年度以降に

地球温暖化対策実行計画に反映させていくことを考えております。

2点目です。気候市民会議についてです。気候市民会議とは、脱炭素づくりに向けた新しい市民参加の方法です。社会全体の縮図となるように、一般市民から無作為抽出により選出された参加者が、多様な角度からバランスのとれた情報提供を受けながら、脱炭素社会づくりについて参加者同士でじっくり話し合い、提案を取りまとめるものです。その結果は、政策決定やさらなる取組に活用することを求め、市に提出されます。これはヨーロッパで広がり、昨年度日本国内でも札幌市、武蔵野市、所沢市、神奈川県では川崎市等で開催されました。本年度、多くの自治体で開催されており、神奈川県では県が主体となり、横浜市青葉区、厚木市、逗子市及び葉山町の3か所で開催されております。

逗子市及び葉山町では、6月中に無作為抽出により参加者を決定いたしました。また、今年度12月までに5回の会議が予定されており、これまでに4回の会議が開催されました。残り1回の会議で脱炭素社会づくりに関することについて話し合い、必要な取組等について逗子市と葉山町へ提案される予定です。その提案は、可能な範囲で地球温暖化対策実行計画へ反映させる予定です。以上です。

【佐野会長】 どうもありがとうございました。これで最後になりますけれども、皆様何かございますでしょうか。御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

すみません、今日はちょっと段取りが悪くて10分超過しまして失礼しました。今日の会議をこれで終わりたいと思います。次回また皆様よろしく御協力いただければと思います。どうも今日はありがとうございました。